

## 半田市地震対策会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における地震防災対策の一層の充実強化を図り、市民の安心と安全の観点から地震災害に強いまちづくりを推進するため、半田市地震対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事案を協議し、地震対策について総合調整を行う。

- (1) 地震対策の基本的な方針に関すること。
- (2) 地震対策に係る重要施策に関すること。
- (3) その他地震対策に関し、市長が特に必要と認める重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長に市長を、副会長に副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 会長は、対策会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 対策会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、事案に係る部等の職員を対策会議に出席させて説明を求め、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

### (幹事会)

第5条 対策会議に、その所掌事項に関する基本的事項の整理検討をさせるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長は防災監、副幹事長は土木課長とし、幹事は別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は会議の議長となる。

### (庶務)

第6条 対策会議及び幹事会の庶務は、総務部防災交通課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行し、平成26年1月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

会 長	市 長
副 会 長	副市長、教育長
委 員	総務部長、企画部長、市民経済部長、福祉部長、健康子ども部長 建設部長、水道部長、市立病院事務局長、教育部長 議会事務局長、消防長、環境監、会計管理者

別表第2（第5条関係）

幹 事 長	防災監
副 幹 事 長	土木課長
幹 事	企画課長、総務課長、クリーンセンター所長、地域福祉課長、上水道課長、市立病院管理課長、学校教育課長、消防本部総務課長